

豊川市WEBページ広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市WEBページ広告取扱要領」を定め、豊川市WEBページに掲載する有料広告（バナー広告）を募集します。

1 募集内容等

(1) 広告の種類

豊川市WEBページバナー広告

(2) 枠数及び掲載料

枠数	最大20枠
掲載料（1枠につき）	月額 10,000円（税込）

(3) 募集期間

掲載開始日	募集期間
令和7年1月1日（水）	令和6年10月1日（火）～10月22日（火）

※上記期間外でも枠に空きがある場合は、随時募集します。

(4) 募集案内

豊川市WEBページ等により募集します。

2 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

豊川市WEBページトップページ下側（掲載枠の位置については指定できません）。なお、豊川市WEBページは令和7年1月下旬にリニューアル予定です。

(2) 掲載期間

1月単位で、連続する掲載期間は最大12月

市の都合により豊川市WEBページを閉鎖した場合は下表のとおり延長して掲載します。

閉鎖した時間	延長する期間
24時間以内	延長しない
24時間を超え48時間以内	1日
48時間を超え72時間以内	2日
72時間を超え96時間以内	3日
96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数 （1日未満の端数は切り捨て）

(3) 掲載規格

サイズ	上下60ピクセル 左右150ピクセル
形式	G I F又はJ P E G形式で静止画
データ容量	100KB以下
デザイン及び色彩	市のイメージを損なわないもの
禁止表現	・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン ・アラートマーク ・ラジオボタン ・テキストボックス（入力できるように見えるもの） ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
その他	法人名、または店舗名が明記されていること（ただし、通称等により法人名・代表者名等が類推され、責任の所在が明らかであると判断したものについては、この限りではない。）

(4) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

3 申込等

(1) 申込方法

豊川市WEBページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、企画部秘書課まで郵送又は持参にて、お申し込みください。

あわせて、広告原稿（案）・会社案内等（会社概要がわかるもの）・同意書（市税・国民健康保険料（税）の滞納の有無に関する照会及び確認）を添付してください。

(2) 申込にあたり

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市WEBページ広告取扱要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

4 選定等

(1) 選定方法

豊川市広告掲載要綱及び豊川市広告掲載基準により審査を行います。

枠数を超える多数の申込があったときは、「豊川市WEBページ広告取扱要領」第8条にしたがって決定します。

(2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市WEBページ広告掲載・不掲載決定通知書（様

式第2号)により通知します。

5 掲載料納付及び原稿提出

(1) 納付期限

掲載決定通知に同封された、納付書にて掲載開始日の10日前までに納付してください。

なお、既納された掲載料については、還付しません。(広告主の責めに帰さない事由の場合は除く)

(2) 原稿提出期限

掲載開始日の10日前までに正式なバナーデータをCD-Rなどの媒体、又はメール添付にて提出してください。

6 掲載までの流れ

日程	内容
10月1日～10月22日	申し込み(広告主)
12月上旬	掲載または不掲載決定通知書発送(市)
掲載日の10日前	広告掲載料の納付、広告原稿の提出(広告主)
毎月1日	豊川市WEBページに広告掲載(市)

7 申込等様式

- (1) 豊川市WEBページ広告掲載申込書
- (2) 同意書兼市税滞納情報照会書
- (3) 豊川市WEBページ広告申込内容変更届
- (4) 豊川市WEBページ広告掲載取り下げ届
- (5) 豊川市WEBページ広告掲載料還付請求書

8 要綱等

- (1) 豊川市広告掲載要綱
- (2) 豊川市広告掲載基準
- (3) 豊川市WEBページ広告取扱要領
- (4) 豊川市WEBページ広告募集要項

問合せ先

豊川市役所企画部秘書課広報広聴係(本庁舎2階)

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2121 FAX 0533-89-2124

E-mail info@city.toyokawa.lg.jp